

大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第3回）

日時 平成23年4月14日 10時00分～11時55分

場所 大阪府公館

出席者 池田会長、渡部会長代理、岡本委員、立野委員、中村委員、橋本委員
(大阪府) 岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 2名

(議事概要)

○資料の説明（配布資料について事務局から説明）

(資料番号①「大阪府議会事務局について」)

- ・立法に関連した専門職員は何名ぐらいいるのか。
→事務局3課のうちの調査課(24名)が担っている。
- ・立法に関して、外部の委員に相談するようなことはないのか。
→承知していない。
- ・議会の基本的使命は、立法機能と行政監視機能でありそれらを発揮していくためには、事務局の充実が不可欠である。しかし、大阪府では、議員数に比した職員数が、全国都道府県との比較で少ないのではないのか。

(資料番号②「主要府県等の議員報酬等支給額」)

- ・特に意見なし。

(資料番号③「経常収支比率等の状況（H21年度決算）」)

- ・資料の右上のゾーンに位置することは、基本的には財政体質が弱く、そこに大阪府も入っている。
- ・世界的に見ても、地方公共団体の財政が悪化している傾向にあり、いかに財政健全化を図るかということが大きなテーマとなっている。この資料を見ると、大阪府の財政状況はかなり厳しいということが分かる。

○資料の説明（配布資料について財政課から説明）

(資料番号⑤-1「昭和60年代以降の財政運営について」)

- ・平成21～22年度の歳出が増加している要因は。
→中小企業向けの制度融資を行ったので歳出が増えている。制度融資は数千億単位で増える。歳出と歳入に同額が計上されるので、見かけ上の歳出が増えているような形となっている。
- ・バブル後よりもさらに税収が落ちているのはショッキングな状況。将来の償還に向けた減債基金からの借入れはどの間、行っていたのか。
→平成13年度から平成19年度まで行っていた。

(資料番号⑤－２「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕23年2月版」)

- 平成43年度末の段階で減債積立不足額はまだあるのか。
→不足額は解消されていない。不足額が実質公債費比率に影響するので解消していくことが課題。
- 平成29年から財政が好転する要因は。
→過去の起債発行が少ない時期の償還がこの時期にあたるため。
- 説明資料の中で公社、公団、第三セクターの要素は入っているのか。
→一定のものは、将来リスクとして見込んでいるものもある。
- この資料の作成時点は、平成23年2月であり、今回の大震災の影響が考慮されていない。防災コストを試算するのは難しいと思うが折り込まざるを得ないのでは。
→今回の震災で、府の税収にも影響すると思われる。府だけでなく、全国的に影響があるのではないかと。防災コストに対して、現時点でまだまだ議論が十分できている状況ではないので、具体的な見極めは難しい。
- 将来的に不安な状況であるが、その要因を明確にしておかないと、今後の特別職の報酬の議論はできないのでは。府が実施してきた大規模な公共事業は、民意で選ばれた首長や議員が進めてきたことがバブル崩壊で将来の大きなツケになった。首長や議員が果たしてきた役割も大きいということ認識した上で議論を進めるべき。
- 大型公共事業の関係である意味では、エスタブリッシュメント（社会的な権威を持った層）のけじめ論とうけとめるべき方向の意見もあったことを確認。

○資料の説明（配布資料について事務局から説明）

(資料番号⑥－１「大阪府総人件費推移[平成13年度～]」)

- 総人件費が減少傾向にあるのは分かったが、この間の職員数はどうだったのか。
→平成13年度が85,435人、平成21年度が83,541人であり、約2,000人の減少。

(資料番号⑥－２「大阪府の特別職報酬等の改定経過」)

- 特に意見なし。

(資料番号⑦「特別職の報酬等の性格」)

- 日本と諸外国で議員の仕事の内容や役割などに違いはあるのか。
- 住民の安全、安心を支えているという面では同じであるが、欧米では多くは、一元主義であり、議会の中から首長を選ぶ仕組み。また、仕事を持ちながら議員をすることで議会は土、日、祭日の夕方にする。本来の仕事があるので、特別な報酬をもらわなくてもできる仕組み。スウェーデンやスイスで大学院生が議員に当選したが、本来の仕事がなく無報酬だということで特別に一定の報酬を支給したという。それほど、議員報酬に関する住民の監視は厳しい。非常に低いコストで地方自治が機能している。二元主義だと言いながら、総務省の統計を見ても95%は首長の提案が無修正で成立している。米国では原案で可決されるのは25%程度である。このように日本と欧米では、議会や議員の活動のあり方が非常に違う。
- あまり報酬が低いと、不法なお金に近づく危険もあるのでは。

- 大学院生議員の報酬で問題になったということだが、もともと無報酬を前提に立候補しているのではないか。日本でも戦前の貴族院議員は無報酬であった訳であるから、そうしてきたことの過去の経緯はある。現在の議員は、ある程度、職業的になっている。無報酬の件については、理想だろうが困難ではないか。
- 諸外国では無報酬の例もあるということで、日本も無報酬にすべきとまでは言っていない。
- しかし、米欧では、低い議員コストと低い議会コストで、公平で効率的で透明性の高い議会運営を実施している。しかし、わが国の住民 1 人当たりの議員コストは、米欧の 3 倍から 10 倍以上も高いが、地方自治ガバナンスの確立は大変不十分である。
- 仮に、経営者が議員になった場合、報酬についてどのように考えるか。
- 議員活動によって、本業に支障が出る部分の補填的な要素をみるべきでは。
- 選挙制度の違いもあるのではないか。欧米では有権者から寄付をもらって選挙活動をするが、日本はそうではない。そのあたりは考慮すべきでは。
- 最近ニューヨーク州では、さらに厳しい活動報告の提出を規定し、選挙活動を明確に議員活動と分離したが、議員はそれを厳格に守っている。しかし、わが国ではこの議員活動と選挙活動の区別の認識が非常に乏しく、議員は大変高額の報酬を得ているながら、本来の議員活動の重要性を忘れ、選挙活動だけに走っているのではないか。
- 議員の役割としては民意をいかに反映させるかということだと思うが、サラリーマンだと現実的には仕事を辞めて立候補することになる。ある程度の生活的な補償は必要ではないか。
- 夜間や休日に議会を開催すれば住民が多く集まり、意見を言うことできちんと民意が反映できるのでは。
- あるテレビ番組で、30 代の議員が今の報酬ではやっていけないということをやっていた。優秀な人材が専属的に議員活動をできる環境づくりも必要。土日に開催することもいいのだろうが、平日に開催しないと十分に議論できない場合もある。
- 議員活動のあり様に踏み込んで議論する必要があるのではないか。
- 例えば、裁判所で日米を比較すると、米国の場合はナイトコートが普通にあるが、日本ではこれまでやってこなかった。ただ、調停に関して夜間に実施する例もあり、変わりつつある。
- 能力のある人へのインセンティブ報酬という視点も必要では。
- 議員活動については、公的活動と私的活動の区別がなかなかつきにくい。
- 第 28 次地方制度調査会の答申で、議会のあり方について触れられている部分があり、そこでは、幅広い層からの人材確保の観点から、休日、夜間に議会を開催するよう運用上の工夫をすべきとの意見もある。
- 行政委員の報酬については、一般職の職員の給与とは性格が異なるということで各員の意見が一致。

○資料の説明（配布資料について会長から説明）

（資料番号④「答申に向けての論点骨子（会長私案）」）

- ヒアリングを実施する中で、経営者団体や労働組合から意見聴取すべきと考えるかどうか。
 - 経営者や労組の代表者が委員に参画しているので不要。
- 政務調査費についても意見を付記するとのことだが、報酬の一部として書き込む必要があるのでは。
 - 審議会として政務調査費が報酬の一部という見解になればそのようにすればよいと思われるが、諮問されていない部分であることから、記載するにしても、付記する形で、答申よりもトーンは低くなる。

○次回のテーマについて

- 次回の審議会では、行政委員の活動状況についてのヒアリングを実施する方向で調整する。（全ての委員会からのヒアリングが難しい場合でも、いくつかの委員会からはヒアリングを実施すべきとの意見もあった。）
- 次回会議は、5月19日（木）午前10時からの予定。